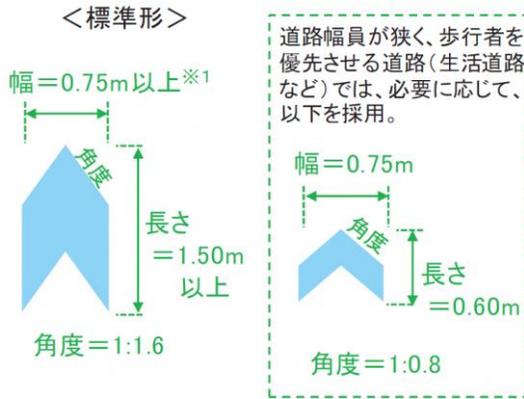


①矢羽根型路面表示・自転車ピクトグラム設置の考え方（案）

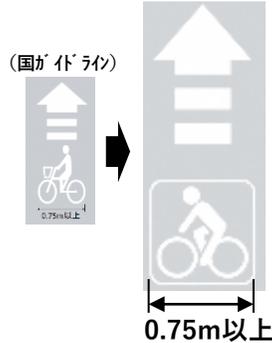
単路部

- 国ガイドラインでは、「矢羽根型路面表示の設置間隔は10mを基準」、ナショナルサイクルルートでは、「都市部は10m、郊外部は100m程度での設置間隔が望ましい」とされている。
- 奈良県では、これらの考え方を参考に、矢羽根型路面表示のサイズは幅0.75m以上×長さ1.50m以上、色彩は青系色を基本とするが、景観にも配慮して設定する（ガイドラインに準拠）。また、**設置間隔は、都市部では10m（ガイドラインに準拠）、郊外部では100m以内を基本**とし、勾配、見通し、幅員、交通量、交通事故発生状況等を踏まえて、警察等と協議し、個別に検討する。
- 自転車利用ネットワーク（京奈和自転車道・世界遺産周遊サイクルルート）に設置する自転車ピクトグラムは、**自転車利用ネットワークの看板に使用しているシンボルマーク**を使用し、**設置間隔は、都市部では100m、郊外部では500m以内を基本**とする。

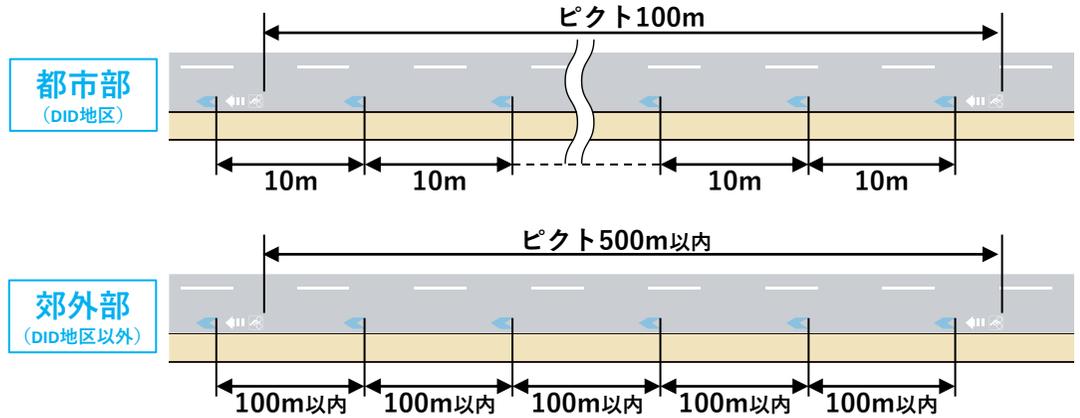
国ガイドラインにおける矢羽根型路面表示の標準仕様（案）



自転車ピクトグラム（奈良県独自）



単路部における矢羽根型路面表示・自転車ピクトグラムの設置間隔



交差点部

- 国ガイドラインでは、矢羽根型路面表示は、「交差点部等の自動車と自転車の交錯の機会が多い区間や、事故多発地点等では設置間隔を密にする」と明記されている。また、自転車利用ネットワーク端部の交差点部の処理は、「交差点部を超えたところまで路面表示を設置する等、適切な交差点処理を行うことを基本とする」と明記されている。
- 奈良県では、これらの考え方を参考に、**交差点から100mの範囲では、都市部・郊外部を問わず、10m間隔で矢羽根型路面表示を設置するとともに、交差点内では、設置間隔を密（10mの半分である5m以下を目安）に設置する。**また、**自転車利用ネットワーク対象路線だけでなく、非対象路線側にも矢羽根型路面表示を設置する方針**とする。
- 自転車ピクトグラムは、**都市部・郊外部問わず、交差点の流出側に設置するとともに、交差点から100mの範囲までは50m間隔で設置（3箇所設置：交差点直近・中間・100m地点）**することを基本とする。一方、流入側は、単路部の仕様に基づき設置（都市部では100m間隔、郊外部では500m以内の間隔）することを基本とする。
- なお、交差点内における**二段階右折時の滞留スペースの路面表示は基本的には設置しないものとする**が、道路の状況に応じて、警察等と協議し、個別に検討する。

※単路部・交差点部にかかわらず、交通安全対策の路面標示（減速マークなど）と重複する場合は設置しない。

※現場での適用にあたっては、道路状況や交通状況等を踏まえて、交通管理者（警察）等と協議し、調整を図りながら整備を進めることとする。

②世界遺産周遊サイクルートの地点案内サイン（案）

- 「世界遺産周遊サイクルート」に設置するサインは、世界遺産をイメージさせる紫色を基調としたデザインを採用。
- 案内誘導サインとして、「ルート案内サイン」、「スポット案内サイン」を設置する。
- 「世界遺産周遊サイクルート」は、大和平野内の3つの世界遺産等を環状で周遊するルートであることから、**周遊ルート全体（約70km）に対する起点から終点までの地点距離（5km程度）を案内する「地点案内サイン」を設置する（時計回り・反時計回り）。**
 なお、起終点は、世界遺産「古都奈良の文化財」にある元興寺周辺の奈良町情報館付近とする。

	デザイン	設置位置
ルート案内サイン	単路部 	【単路部】 ・次のエリアまでの距離等を確認するために、5km程度おきに設置する。 【交差点部】 ・主要な交差点や曲り角、ルートが分かりにくい箇所等に設置する。 ①予告：曲がり角の約50~200m手前に設置 ②直近：曲がり角(直近)に設置 必要に応じて、分岐後10m付近にも設置することが望ましい
	スポット案内サイン 	・世界遺産等および沿道の主要な観光施設やトイレ・休憩所の最寄りの分岐部に設置。 ・複数の施設が集中する箇所では、代表的な施設に限定した案内を検討する。 ※既存の施設案内サインがある場合は省略する

地点案内サイン（案）（周遊ルート全体に対する地点距離：5km程度おき）

デザイン案	
（時計回り）	（反時計回り）
150mm	150mm

周遊ルート全体（約70km）に対する距離等を確認するため、起点から終点までの地点距離を5km程度おきに設置（時計回り・反時計回り）